

報告事項 No.3

会 議 錄

会議の名称	令和7年度第2回守谷市保健福祉審議会障がい者福祉分科会	
開催日時	令和7年10月3日（金） 開会：13時30分　閉会：14時30分	
開催場所	守谷市役所 行政A棟3階 庁議室	
所管課	健幸福祉部 健幸長寿課	
出席者	委員	小田会長、樋口委員、新田委員、横山委員、綿引委員　計5名
	事務局	森山課長、横山課長補佐、佐々木係長、寺田係長、田島主事　計5名

審議経過

（1）守谷市手話言語条例素案について

【主な意見等】

（委員）市民の役割（第5条）が求められていることもあるので、手話自体が言語であるという考え方から、守谷市で既に開催しているドイツ語講座のように、手話についても講座等を設け、聴覚障がいがある方とのコミュニケーションについての学びの機会の提供を検討してはどうか。

（事務局）現在、市主催で市民向けの手話講座を開催しており、聴覚障がいがある方とのコミュニケーション手段を取得する機会を提供している。守谷市聴覚障がい者協会の方に講師として協力いただいている。

（委員）「配慮」との表現（第4条）があり、このままでもよいとも思うが、一方的な印象を受けるようにも思われたので、なくてもよいかと思った。

（事務局）関係団体には文章を確認いただいているが、再考する。

（委員）学校や災害時の対応、財政措置（第8～10条）について明記しているが、条例に制定しないとこうした施策を行うことができないのか。

（事務局）市は条例の有無にかかわらず必要な施策を検討し、実施する。条例を制定することにより、市としての方向性を明確に示すことができ、より取組を推進しやすくなる点はあると考える。

（委員）災害時の対応（第9条）に関し、ろう者本人の情報取得だけでなく、ろう者を支援する側にも情報が届くような環境が整備できればと思った。

（2）その他

今後の分科会開催予定の説明。